

尼崎市住宅宿泊事業に関する条例を公布する。

平成30年3月13日

尼崎市長 稲 村 和 美

## 尼崎市条例第19号

### 尼崎市住宅宿泊事業に関する条例

(この条例の目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）第18条の規定に基づき住宅宿泊事業の実施の制限について定めるとともに、住宅宿泊事業の実施について必要な事項を定めることにより、住宅宿泊事業の適正な運営及び良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法における用語の意義による。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第3条 次に掲げる区域内においては、4月1日午後0時から翌年の4月1日午後0時までの期間住宅宿泊事業を実施してはならない。ただし、第2号に掲げる区域（以下「2号区域」という。）内においては、期間を定めて住宅宿泊事業を実施することについて同号に規定する施設で当該区域に係るものの全ての長の同意を得たときは、当該期間内に限り、住宅宿泊事業を実施することができる。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
- (2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第3項第1号及び第2号に掲げる施設並びに尼崎市旅館業に関する条例（平成20年尼崎市条例第43号）第9条各号に掲げる施設の敷地境界線からの水平距離100メートル以内のそれぞれの区域（前号に掲げる区域（以下「1号区域」という。）内におけるものを除く。）

2 法第3条第1項に規定する届出（以下「事業開始届出」という。）

があった際現に前項の規定に違反していない住宅宿泊事業（その届出住宅が1号区域及び2号区域以外の区域内に存しているものに限る。）については、当該事業開始届出後、当該届出住宅が1号区域内又は2号区域のうちのいずれかの区域内に存することとなったときは、同項の規定は、適用しない。

- 3 事業開始届出があった際現に第1項の規定に違反していない住宅宿泊事業（その届出住宅が2号区域のうちのいずれかの区域内に存しているものに限る。）については、当該事業開始届出後、当該届出住宅が1号区域内又は新たに設置された同項第2号に規定する施設に係る2号区域内に存することとなったときは、同項ただし書中「第2号に掲げる区域（以下「2号区域」という。）内においては、期間を定めて住宅宿泊事業を実施することについて同号に規定する施設で当該区域に係るものの全ての長の同意を得たときは、当該期間内に限り、」とあるのは、「第3項の規定による読替え前のこの項ただし書の規定により実施している住宅宿泊事業の期間（当該期間に変更があったときは、その変更後の期間）内に限り、当該」として、同項の規定を適用する。

（実施同意を得た事業予定者がすべき届出等）

- 第4条 住宅宿泊事業を実施しようとする者（以下「事業予定者」という。）で前条第1項ただし書の同意（以下「実施同意」という。）を得たものは、事業開始届出をしようとするときは、法第3条第2項の規定により提出する届出書（以下「事業開始届出書」という。）に当該実施同意に係る書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

- 2 住宅宿泊事業者及び事業予定者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）で実施同意を得たものは、事業開始届出後、当該実施同意に係る住宅宿泊事業の期間に変更があったときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

（住宅宿泊事業の説明書類の交付等）

- 第5条 事業予定者は、規則で定めるところにより、近隣住民（その住

住宅宿泊事業に係る住宅（以下「対象住宅」という。）が一戸建ての住宅（市長が別に定めるものを含む。以下同じ。）である場合にあっては当該一户建ての住宅の敷地内及び当該一户建ての住宅の敷地境界線からの水平距離10メートル以内に住所を有する者を、対象住宅が共同住宅（市長が別に定めるものを含む。以下同じ。）における住戸である場合にあっては当該共同住宅内に住所を有する者をいう。以下同じ。）に対し、当該住宅宿泊事業について規則で定める事項（以下「説明事項」という。）を記載した書類（以下「説明書類」という。）を交付しなければならない。

2 住宅宿泊事業者等は、次のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、近隣住民に対し、当該号に定める事項その他規則で定める事項を記載した書類（以下「変更説明書類」という。）を交付しなければならない。

(1) 住宅宿泊事業の期間その他規則で定める事項を変更しようとするとき その変更しようとする事項

(2) 住宅宿泊事業者又は事業予定者の商号、名称又は氏名その他規則で定める事項を変更したとき その変更した事項

3 事業予定者は、第1項の規定により説明書類を交付した場合又は前項の規定により変更説明書類を交付した場合において、事業開始届出をしようとするときは、事業開始届出書に当該説明書類（同項の規定により変更説明書類を交付した場合にあっては、当該変更説明書類を含む。）その他規則で定める書類を添付しなければならない。

4 住宅宿泊事業者等は、事業開始届出後第2項各号のいずれかに該当したことにより同項の規定により変更説明書類を交付したときは、規則で定めるところにより、当該変更説明書類その他規則で定める書類を市長に提出しなければならない。

5 住宅宿泊事業者等は、その住宅宿泊事業について近隣住民から質問又は意見があったときは、適切かつ迅速に、当該質問に回答し、又は当該意見に対する見解を示し、当該住宅宿泊事業に対する当該近隣住民の理解が得られるよう努めなければならない。

(報告の徴収等)

第6条 市長は、住宅宿泊事業の適正な運営又は良好な生活環境の確保を図るために必要があると認めるときは、住宅宿泊事業者又は事業予定者に対し、その住宅宿泊事業に関して必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日の翌日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、当該号に定める日から施行する。

(1) 第4条、第5条第3項及び第4項並びに付則第3項の規定 平成30年3月15日

(2) 第3条及び付則第4項の規定 平成30年6月15日

(経過措置)

2 この条例の施行の日から平成30年6月14日までの間については、第5条第2項中「住宅宿泊事業者等」とあり、同項第2号中「住宅宿泊事業者又は事業予定者」とあり、同条第5項中「住宅宿泊事業者等」とあり、及び第6条中「住宅宿泊事業者又は事業予定者」とあるのは、「事業予定者」として、これらの規定を適用する。

3 平成30年3月15日から同年6月14日までの間については、第4条第1項中「事業開始届出を」とあるのは「法附則第2条第1項前段の規定による届出（以下「施行前事業開始届出」という。）を」と、「法」とあるのは「同項前段の規定により法」と、「規定」とあるのは「規定の例」と、「事業開始届出書」とあるのは「施行前事業開始届出書」と、同条第2項中「住宅宿泊事業者及び事業予定者（以下「住宅宿泊事業者等」という。）」とあるのは「事業予定者」と、「事業開始届出」とあるのは「施行前事業開始届出」と、第5条第3項中「事業開始届出を」とあるのは「施行前事業開始届出を」と、

「事業開始届出書」とあるのは「施行前事業開始届出書」と、同条第4項中「住宅宿泊事業者等は、事業開始届出後」とあるのは「事業予定者は、施行前事業開始届出後」として、これらの規定を適用する。

- 4 法附則第2条第1項前段の規定による届出があった場合は、第3条第2項中「第3条第1項に規定する届出（以下「事業開始届出」という。）があった」とあるのは「の施行の」と、「当該事業開始届出後」とあるのは「平成30年6月15日以後」と、同条第3項中「事業開始届出があった」とあるのは「法の施行の」と、「当該事業開始届出後」とあるのは「平成30年6月15日以後」として、これらの規定を適用する。

（委任）

- 5 付則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行について必要な経過措置は、市長が定める。